

株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称) 太白CC太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 太白CC太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社ブルーキャピタルマネジメントに対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県仙台市太白区秋保町内
原動力の種類：太陽電池
出 力：4.8万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月12日
環境大臣意見受理	令和2年 7月21日
経済産業大臣意見発出	令和2年 8月 5日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称) 太白CC太陽光発電
事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性に対する影響

本事業の工事計画において、一部の土地の改変が予定されていることから、地盤の性状や工法によっては土地の安定性に対する影響が懸念される。このため、本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を方法書以降の図書に適切に記載すること。